

平成 24 年 10 月 25 日  
国 民 年 金 部

## 国民年金保険料の後納制度の実施状況等について

高齢期の年金権の確保等を目的とした「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 93 号。）が平成 23 年 8 月 10 日に公布され、国民年金保険料の納付可能期間の延長（後納制度）が平成 24 年 10 月 1 日から施行されたところ。

これにより国民年金保険料の後納制度を利用できる対象者に対し「納付可能期間延長のお知らせ」を 8 月から送付し、10 月 1 日から後納申込みに対し承認通知、納付書作成の処理を開始したところ。

現在までの後納制度の実施状況等は以下のとおりである。

### 1. 相談・受付等状況

○ 「納付可能期間延長のお知らせ」を 8 月から 9 月末までに送付した件数は合計で 9,663,173 件。

（第 3 回目は 11 月 30 日から 420,000 件、以降、平成 25 年 7 月まで送付予定）

○ 後納申込書の受付件数は、161,048 件（9 月末現在）

※ 相談・受付状況は別添 1 及び別添 2 参照

### 2. 周知広報の実施

後納制度に関する周知広報の状況は以下のとおり。

#### （1）ポスターによる周知広報

- ・市（区）町村役場の窓口での周知・広報を想定しポスターを配付。
- ・金融機関（全銀協、日本郵政（株）、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、労働金庫連合会、農協）に対し、ポスターの掲示依頼及びポスターの必要数等の確認を依頼中。ポスターは 11 月以降に配付予定。

- ・その他、年金局において、各省庁、都道府県（厚生担当部局）、ハローワーク、国立病院、公立病院、矯正施設等へのポスター掲示の依頼を行う予定。

(2) 市（区）町村広報誌への記事掲載依頼

- ・市（区）町村が発行する広報誌により後納制度を周知することを目的として、各市（区）町村に対し後納制度に関する記事掲載を依頼し原稿を提供。

(3) 政府広報による周知広報

- ・政府広報として新聞広告（突きだし）の掲載を実施。（9月17日（火・祝）から9月23日（日）までの間で全国紙、地方紙等に掲載）（別添3）

(4) プレスリリースの実施

- ・10月1日の法律施行時において、8月から9月の後納申込状況を公表。

(5) 今後行う予定の周知・広報

- ・社会保険料控除証明書に後納制度の周知文を掲載予定。
- ・報道機関、雑誌等に対し後納制度に関する情報を提供し記事掲載を依頼する予定。（広報室、年金局事業管理課と調整中）
- ・年金委員を対象にしたチラシを作成し、事業所内の従業員に後納制度の周知を実施。

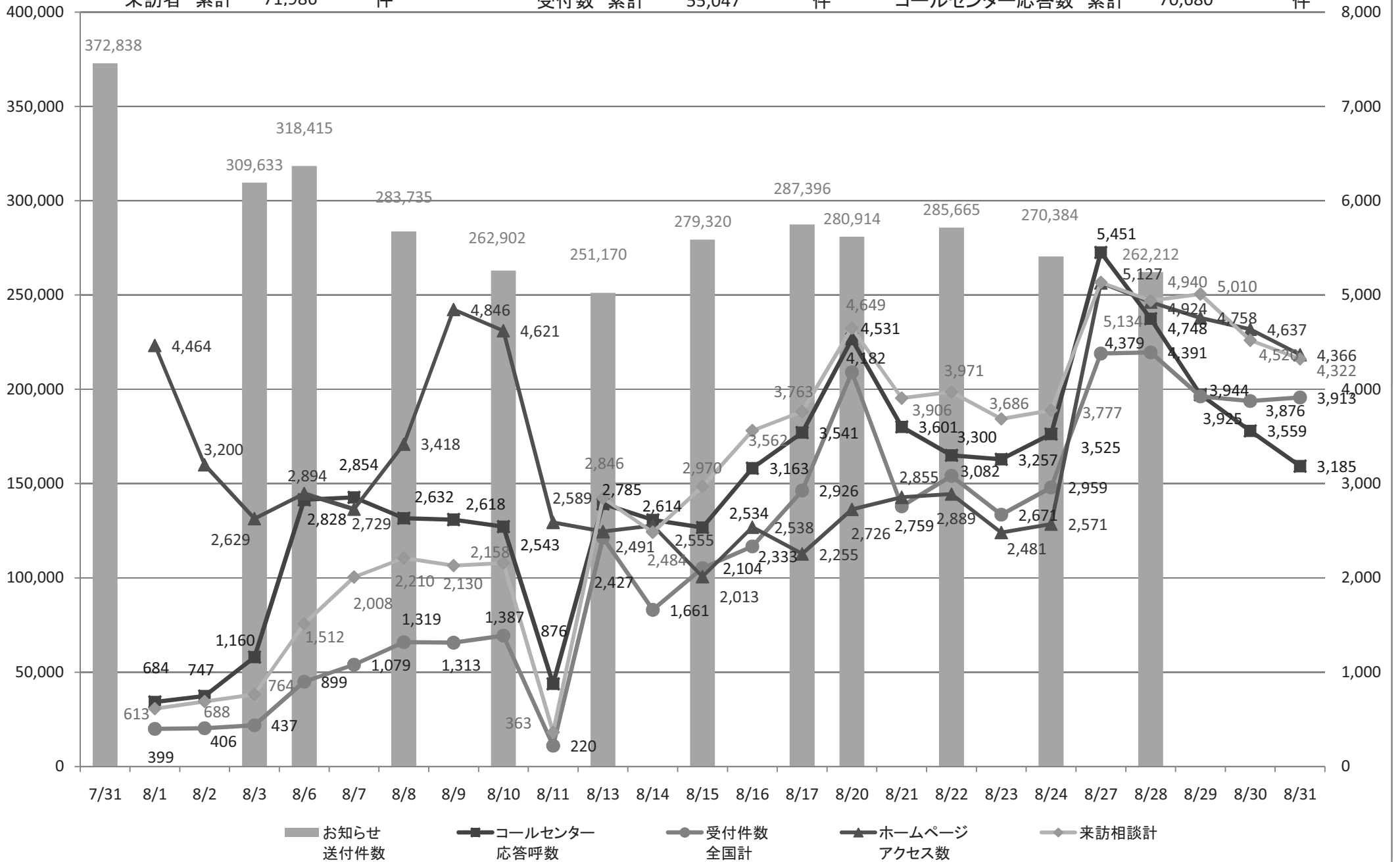
# 後納制度の相談受付状況（8月）

別添1

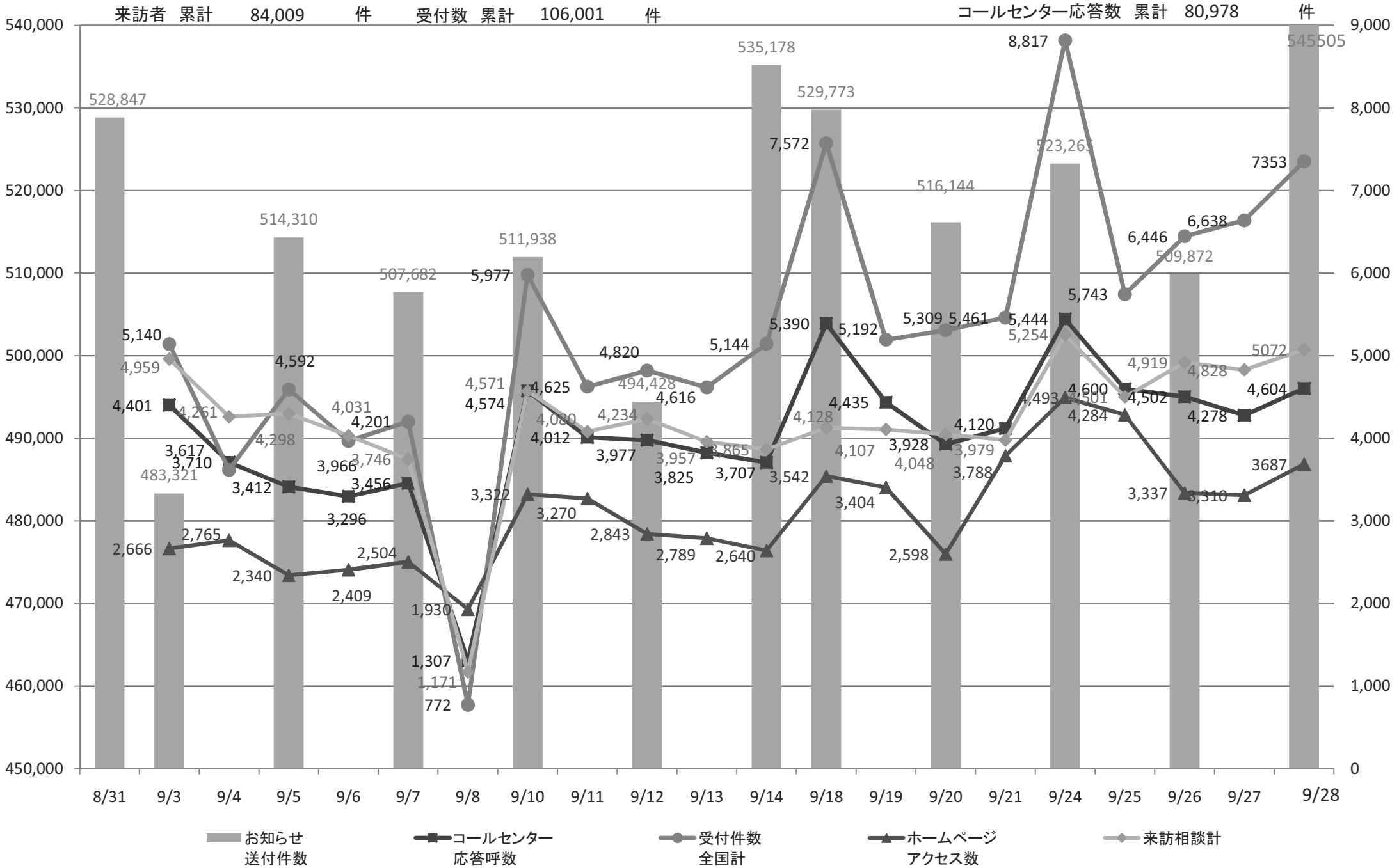
来訪者 累計 71,986 件

受付数 累計 55,047 件

コールセンター応答数 累計 70,680 件



# 後納制度の相談受付状況（9月）



平成24年9月28日

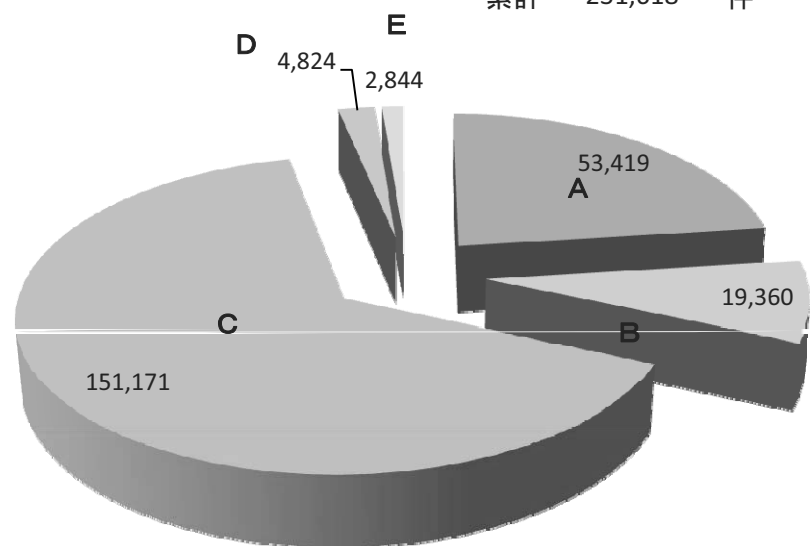
現在

【相談内容の状況】

8/1 ~ 9/28 累計

年金事務所・街角相談センター

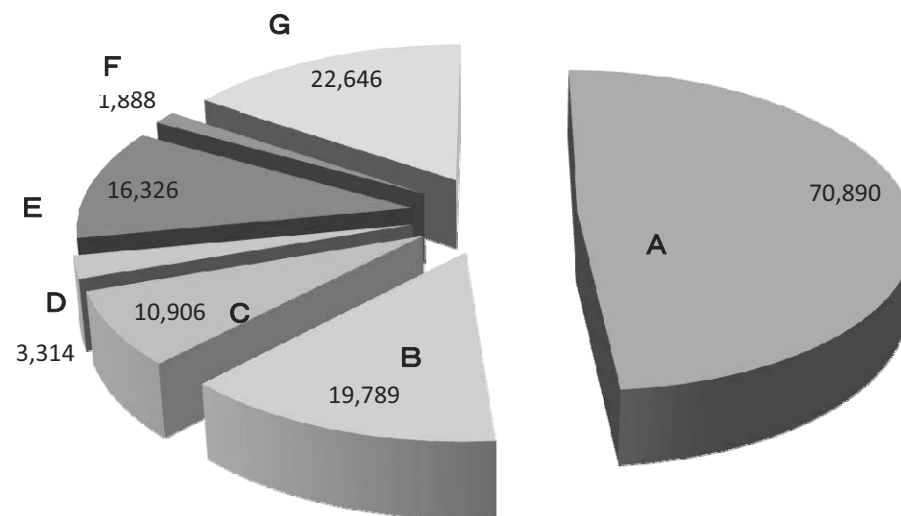
累計 231,618 件



- A: 制度に関する事
- B: 年金受給額、資格要件に関する事
- C: 申込手続き・添付書類に関する事
- D: 納付方法等に関する事
- E: その他

コールセンター

累計 145,759 件



- A: 制度に関する事
- B: 年金受給額、資格要件に関する事
- C: 申込手続き・添付書類に関する事
- D: 納付方法等に関する事
- E: 最終的に年金事務所を案内
- F: 後納制度以外に関する事
- G: その他

平成24年9月19日(水) 政府広報 掲載の例 朝刊

政府広報

**● 納め忘れた「年金保険料」はありませんか？**

● 平成24年10月から3年間に限り、過去10年間の納め忘れた国民年金保険料を後納することができます。

● 後納により、将来の年金額を増やしたり、受給資格期間の足りない方が年金を受け取れることもあります。

▼ 詳しくは日本年金機構HPまたは国民年金保険料専用ダイヤル  
0570-011-050まで。

厚生労働省

1 後納可能な期間と納付状況(保険料の納付状況の説明)

○	後納保険料の納付が可能な期間*1 ・過去10年以内に納付や免除をすることなく2年の時効により納付する権利が消滅した期間
△	国民年金の加入手続きを行っていないと思われる期間などで、記録を確認のうえ後納保険料の納付の可否を確認する必要がある期間 ・海外居住期間などの国民年金の加入を要しない期間は後納制度をご利用できません。
納付	国民年金保険料を納めた期間 ・口座振替や納付書により2年の時効前に納めた期間(「追納制度*2」による納付を含む) ・「厚生年金等*3」に加入している方の被扶養配偶者で、第三号被保険者の届出がされている期間
／ (スラッシュ)	「厚生年金等*3」に加入している期間
免除	国民年金保険料の免除等期間 ・納付すべき保険料について「全額免除」「若年者納付猶予」「学生納付特例」のいずれかが承認されている期間 ・この期間を納める際は「追納制度*2」をご利用ください。
一免	国民年金保険料の一部免除(一部納付)期間 ・3/4・半額・1/4のいずれかの一部免除が承認され、残りの一部を納めている期間 ・この期間を納める際は「追納制度*2」をご利用ください。
未納	2年以内の未納期間*1
— (ハイフン)	データを抽出した時点で既に10年を経過後納制度の対象とならない期間、及び納期限を経過していない期間など

- \*1 保険料を納付された場合でも、データの抽出時点における行き違いにより、納付された記録が収録されず「○」や「未納」と表示される場合がありますのでご了承願います。
- \*2 「追納制度」は免除等(一部免除含む)の承認を受けた期間の保険料について、申出により10年以内に納付することができる制度のことです。
- \*3 「厚生年金等」は厚生年金保険、船員保険、共済年金の加入期間です。

2 これまでの年金加入記録

- ・国民年金欄には未納期間は含まれておりません(一部免除期間は免除期間に計上されています)。
- ・厚生年金保険、船員保険、共済年金には、それぞれの加入期間が計上されています。
- ・データを抽出した時点での記録のため、重複した記録を整理中等の理由により、実際の記録とは異なる場合がありますのでご了承願います。

3 その他の留意事項

- ・この「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」の「1 後納可能な期間と納付状況」の表中「納付」と表示されている期間には、実際に自営業者や学生など、ご自身で保険料を納付していただく方(第一号被保険者)であるにもかかわらず、会社員や公務員などに扶養されている方(第三号被保険者)として年金記録が管理されている期間が含まれている可能性があります。
- 該当する方には、改めてお知らせをさせていただく予定ですが、そのお知らせが届く前でも記録を訂正すれば、後納保険料を納めることができる方もいますので、過去に第三号被保険者から第一号被保険者への変更の届出を忘れていたなど、お心当たりのある場合には、年金事務所までご相談下さい。

999-9999  
杉並区高井戸3-5-24



年金 太郎 様



999-88888 0000001-1

別添4  
平成〇〇年〇〇月〇〇日



国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ

これまで、国民年金保険料は2年を過ぎると時効により納めることができませんでしたが、法改正による時限措置として過去10年以内であれば納めることが可能となりました。(「後納制度」といいます。)

後納制度を利用することにより、年金額の増額や年金を受給するための資格期間(原則2.5年)を適たす場合がありますので、手続き等の詳細は2ページ以降をご覧ください。

なお、このお知らせは平成〇〇年〇〇月時点でお客様が後納できる期間を作成したものです。

<基本情報>

お客様の照会番号	生年月日	氏名
999 999 999 999	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年金 太郎

1 後納可能な期間と納付状況(後納可能な期間を「○・△」で表示) 平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

年度	保険料の納付状況												後納可能な月数	1か月の保険料額	後納する際の年度毎の金額
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
平成14年度	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	6	14,940	89,640
平成15年度	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	—	14,720	—
平成16年度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	14,510	174,120
平成17年度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	14,560	174,720
平成18年度	／	／	／	／	／	／	／	△	△	△	△	△	4	14,610	58,440
平成19年度	△	△	△	△	納付	納付	納付	納付	納付	／	／	／	4	14,640	58,560
平成20年度	／	／	／	／	／	／	／	○	○	○	○	○	5	14,760	73,800
平成21年度	○	○	○	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	3	14,840	44,520
平成22年度	免除	免除	免除	○	○	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	2	15,100	30,200
平成23年度	未納	未納	未納	一免	一免	一免	一免	一免	一免	一免	一免	一免	後納可能月数合計		
平成24年度	一免	一免	一免	／	／	—	—	—	—	—	—	—	48		

※保険料の納付状況及びこれまでの年金加入記録の説明は、見開いていただき左ページをご覧ください。

2 これまでの年金加入記録

国民年金					合計
①納付済期間	②免除期間	③厚生年金保険	④船員保険	⑤共済年金	①+②+③+④+⑤
〇〇月	〇〇月	〇〇月	〇〇月	〇〇月	〇〇〇月

◆◇「ねんきんネット」でお客様の年金額が試算できます!◆◇

インターネットサービス「ねんきんネット」では、お客様の全ての年金加入記録を確認していただき、後納の月数を入力していただくだけで、納付額や年金見込額を試算できます。



下記の「アクセスキー」を使えば、わずか5分で登録が完了します。ぜひご登録ください。

http://www.nenkin.go.jp/nr/

お客様のアクセスキー	1234 5678 1234 5678 9
(有効期限:本状到着後3ヵ月)	「ねんきんネット」の申込み手順は3ページをご覧ください。

※既に「ねんきんネット」のご利用登録がお済みの方にも、アクセスキーが記載されておりますが、改めての登録は不要です。

○後納保険料を1ヵ月納めるごとに老齢基礎年金が増額されます  
1ヵ月の納付で増額される年金額の目安は、年額1,638円です (平成24年度の年金額(満額)で計算しています)

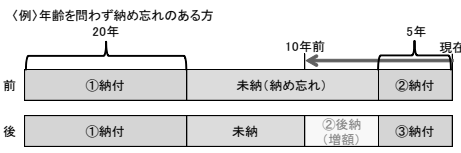
- 確認方法1 増額される年金額は『ねんきんネット』でご確認ください
- 確認方法2 お問い合わせは「国民年金保険料専用ダイヤル」をご利用ください
- 確認方法3 下記のパターン3・4に該当する方などは  
お近くの年金事務所で相談ください

◆お客さまの該当するパターンは？ 1ページ目の「2. これまでの年金加入記録の合計」欄をご覧いただき  
どのパターンに該当するかご確認ください

パターン1 後納により年金額を増やせる方

- ① 年金加入期間の合計が300月以上ある方
- ② 60歳までの加入期間を含めると合計300月以上ある方

過去10年以内の納め忘れ期間や未加入期間の国民年金保険料を納めると年金額を増やすことができます。



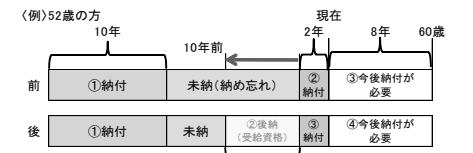
・これまでは ①+②=25年(300月)  
・後納すると ①+②+③=30年(360月) 60月分の年金が増える

年金記録を確認のうえ、同封の「申込書」をお近くの年金事務所あて郵送してください。

パターン2 後納により年金受給資格が得られる方

- ① 年金加入期間の合計が300月未満だが、後納すると合計が300月以上となる方
- ② 年金加入期間+60歳までの加入期間+後納月数の合計が300月以上となる方

過去10年以内の納め忘れ期間や未加入期間の国民年金保険料を納めると年金受給資格を得ることができます。

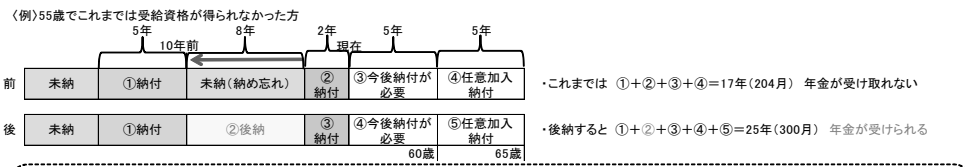


・これまでは ①+②+③=20年(240月) 納付月数不足  
・後納すると ①+②+③+④=28年(336月) 年金が受けられる

年金記録を確認のうえ、同封の「申込書」をお近くの年金事務所あて郵送してください。

パターン3 後納と任意加入により年金受給資格が得られる方

- ① 年金加入期間+60歳までの加入期間+後納月数+任意加入期間の合計が300月以上となる方
  - ② 年金加入期間+60歳までの加入期間+後納月数+任意加入期間+合算対象期間(※)の合計が300月以上となる方
- 過去10年以内の納め忘れ期間や未加入期間の国民年金保険料を納めると年金受給資格を得ることができます。



・これまでは ①+②+③+④=17年(204月) 年金が受け取れない  
・後納すると ①+②+③+④+⑤=25年(300月) 年金が受けられる

過去の記録のほか、合算対象期間(※)についても確認する必要がありますので、後納のお申込みの際には戸籍簿本などの添付書類が必要になります。詳しくは国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所にご相談ください。  
※合算対象期間とは、昭和61年3月以前の厚生年金等に加入している方の配偶者や海外居住期間などの国民年金の加入を要しない期間をいいます。

パターン4 後納しても受給資格が得られない方

年金加入期間が短い方は、後納や任意加入をしても300月以上を満たさない場合があります(詳しくは、年金事務所にご相談ください)。

パターン5 後納を希望しない方

手続きは不要です。

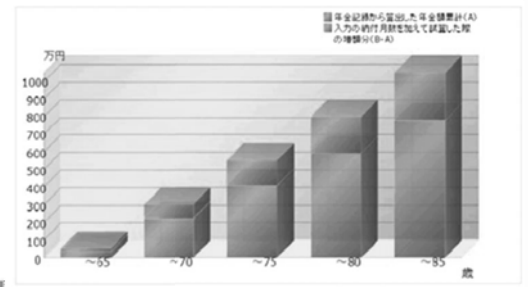
◆◆ねんきんネットで、後納した場合を試算できます！◆◆

保険料を追納・後納した場合の納付額や年金見込額の試算

(1) 納付可能月を確認

年度	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成17年度	23歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付
平成18年度	24歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付
平成19年度	25歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付
平成20年度	26歳	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	3/4免	3/4免	3/4免
平成21年度	27歳	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免
平成22年度	28歳	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免
平成23年度	29歳	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免
平成24年度	30歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付

(3) 納付した場合の見込額を表示



(2) 納付する予定の月数を入力

納付追納・後納対象	納付可能月数	納付月数	金額
納付期間	25ヶ月	25ヶ月	0円
後納期間	19ヶ月	9ヶ月	0円
半免期間(若年者納付猶予を含む)	27ヶ月	9ヶ月	0円
免納期間	21ヶ月	9ヶ月	0円
合計	92ヶ月	0ヶ月	0円

到達年齢	年金記録から算出した年金額累計(A)	入力した納付月数を加えた年金額累計(B)	入力した納付月数を加えて試算した額の増加分(B-A)
65	370,000円	500,000円	130,000円
70	2,220,000円	3,000,000円	780,000円
75	4,070,000円	5,500,000円	1,430,000円
80	5,820,000円	8,000,000円	2,080,000円
85	7,770,000円	10,500,000円	2,730,000円

すでに年金受給されている方は、「ねんきんネット」の見込額試算をご利用いただけません

「ねんきんネット」申込み手順

日本年金機構(URL: <http://www.nenkin.go.jp/>)のホームページ

1ページの表面に記載されている「アクセスキー(※1)」と、必要な情報(基礎年金番号(※2)、氏名等)を入力します。

※2 今回ご送付している「納付可能期間延長のお知らせ」は、「ねんきんネット」をご利用登録いただくための「アクセスキー」を同封していることから、第三者のなりすましによる利用申請等を防止するため、基礎年金番号を記載しておりません。

※1 即時にユーザIDが発行できる「アクセスキー」の有効期限は享取開始後、3ヵ月です。お早めに申込みをお願いいたします。  
(期限後も、ホームページで利用登録が可能です。ただし、ユーザIDの発行には5日間程度(郵送)かかります。)

基礎年金番号がご不明の方は、以下の書類でご確認いただけます。

- ① 年金手帳、② 基礎年金番号通知書、③ ねんきん特別便、④ 平成23年3月以前に送付された「ねんきん定期便」

「ねんきんネット」や「納付可能期間延長のお知らせ」に関するお問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ！

0570-011-050  
050(一部)、070の電話からおかけになる場合は  
03-6731-2015

(受付時間)  
月～金曜日：午前8:30～午後5:15  
第2土曜日：午前9:30～午後4:00  
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

※厚生年金保険、船員保険、共済年金の加入期間や年齢により、300月未満でも年金受給資格が得られる場合があります。



国民年金保険料の納め忘れがある皆様へ

年金制度が改正されました

# 年金額アップ・年金の受給資格を得られます

## ・後納制度を詳しく知りたい！

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、お申込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長(「後納制度」といいます)されます。

### 👉 後納制度のメリット

- 2年以上前の保険料を納めることにより、
- ① 将来受け取る年金額が増額！
  - ② 年金の受給資格が得られる可能性があります！

不足していた期間を納めることにより…

年金受給なし



年金受給可能

1ヵ月分の後納保険料を納めることにより老齢基礎年金が増額される目安としては…

786,500円 ※平成24年度満額の年金額

480ヵ月(40年×12ヵ月)

≒ 1,638円(年額)増額

された年金額が毎年支給されます。

※延長される10年とは、納めようとする月前10年以内の期間です。

(例)平成14年10月の場合 → 平成24年10月末となります。

## ・ご利用いただける方

### ① 20歳以上60歳未満の方

10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間をお持ちの方

### ② 60歳以上65歳未満の方

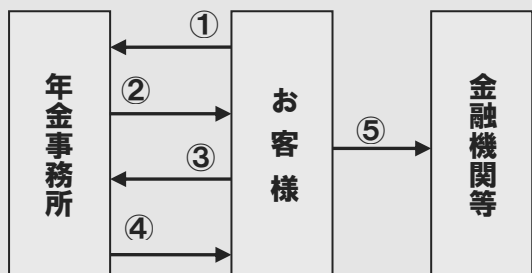
①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方

### ③ 65歳以上の方

年金受給資格がなく任意加入中の方など

※老齢基礎年金を受給している方はお申込みできません。

## ・お申込みから納めていただくまでの手順



- ① 申込書の送付依頼(日本年金機構HPからも取得できます)。
- ② 年金事務所から申込書が送付されます。
- ③ 申込書に必要事項を記入のうえ、年金事務所に提出します。  
・年金加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要な場合があります。
- ④ 年金事務所において申込書の審査・承認などを行います。  
・承認通知書、納付書、リーフレットを送付。
- ⑤ 納付書により金融機関・コンビニ等で納めてください。  
・市区町村役場・年金事務所では納められません。



**お申込みいただく際の注意事項**

**納付の際に加算額がつきます**

・過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。  
 (例:平成24年に納付)  
 平成21年度分以前～  
 当時の金額プラス加算額  
 平成22年度～  
 当時の金額のまま

**納める際は順番があります**

・後納をご利用いただく際は後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。  
 (後納順)  
 (1) 平成15年度 先  
 (2) 平成16年度 ↓  
 (3) 平成17年度 後

**3年以内にお申込から納付まで**

・後納をご利用いただける期間は平成24年10月から平成27年9月までです(納付書の使用期限に注意してください)。  
 ・1カ月ごとの分割納付も可能です。  
 ・お早めのお申込みをお願いします。

**お申込み後に審査を行います**

・後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。  
 ・審査にはお時間がかかることがありますので、期限に余裕をもってお申込みください。

**一部免除の未納期間**

・一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。  
 ・この場合の後納する保険料は、一般の未納期間と同じ1カ月分の保険料が必要です。

**免除期間をお持ちの方は**

・全額免除や一部免除(一部納付済)、若年者納付猶予及び学生納付特例の承認を受けた期間は、後納をご利用いただけません。  
 ・納付を希望する場合は、10年以内の免除期間を納付できる「追納制度」をご利用ください。

※納付をご希望の方は同封の申込書にご記入のうえ、お近くの年金事務所へご提出下さい。

**・平成24年度中の後納保険料額と納付できる期限**

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額	納付できる期限
平成14年度	14,940	13,300	1,640	10年目は月毎に期限が到来します。 平成25年3月31日
平成15年度	14,720	13,300	1,420	
平成16年度	14,510	13,300	1,210	
平成17年度	14,560	13,580	980	
平成18年度	14,610	13,860	750	
平成19年度	14,640	14,100	540	
平成20年度	14,760	14,410	350	
平成21年度	14,840	14,660	180	
平成22年度	15,100	15,100	加算なし	

※過去3年度以前の期間は加算金がつきます(平成22年度分は平成25年3月31日まで加算がありません)。

①後納保険料額＝②当時の保険料額＋③加算額です。

※後納保険料額は政令で定められ、毎年(平成24年度から平成27年度までの間に限る)改定されます。

※後納納付された場合は、納付された日に納付対象月の保険料が納付されたものとみなされます。

- ・国民年金保険料の納付は、納付しなければならない月の翌月末日が納付期限と定められています。納期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際の障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取ることができない場合がありますので、過去2年以内に納め忘れの期間をお持ちの方は、2年以内の保険料も納めていただきますようお願いいたします。
- ・2年以内の保険料が未納となっている方に対する電話・文書・戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務について民間委託を実施しています。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



**0570-011-050**

050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は03-6731-2015

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

月～金曜日 午前8:30～午後5:15

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで延長

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

(祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※月曜日など休日明けや、お客様のお手元にお知らせが届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。

週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

# 過去10年間に納め忘れた国民年金保険料はありますか？

将来、年金を  
もらえなくなる  
のが心配



納付期間が  
短くて…

そんな皆さま、  
今からでも  
遅くありません。

受け取る  
年金額が少なくなる  
のが心配



## 国民年金保険料の 後納制度

平成24年10月1日から平成27年9月30日まで

をご利用ください！

法律の改正により国民年金保険料を納めることができる期間が、  
過去2年から過去10年に延長されました。(平成24年10月から3年間に限ります)  
過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納めることにより、将来の年金額を増やし  
たり、年金受給権の確保につなげることができます。

- 老齢基礎年金を受給されている方などは、この制度をご利用いただけません。
- 納めていただく保険料には、当時の保険料額に一定の金額が加算されます。
- 毎月の国民年金保険料の納付は、原則として翌月末日までと定められています。納期限までに納めないと、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できなくなることがありますので、納め忘れのないようお願いします。

お問い合わせは

『国民年金保険料専用ダイヤル』へ

0570-011-050

お問い合わせの際には、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



日本年金機構  
Japan Pension Service